	四万千六百円、同項第五号又は第六号に掲げるものである場合にあっては四万四千八百円）

別表第六（第九条第四項関係）

無人航空機の飛行の方法	手数料の額
一　規則第二百三十六条の四十第二項第一号に掲げる方法（同項第二号に掲げる方法に該当するものを除く。）	二万三百円（無人航空機の種類が規則第二百三十六条の四十第一項第三号又は第四号に掲げるものである場合にあっては一万九千八百円、同項第五号又は第六号に掲げるものである場合にあっては二万九百円）
二　規則第二百三十六条の四十第二項第二号に掲げる方法（同項第一号に掲げる方法に該当するものを除く。）	二万三百円（無人航空機の種類が規則第二百三十六条の四十第一項第三号又は第四号に掲げるものである場合にあっては一万九千八百円、同項第五号又は第六号に掲げるものである場合にあっては二万九百円）

（新設）